

『アトレ松戸』大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の届出について

平素は、格別のご高配を賜りありがとうございます。令和 8 年 8 月 7 日に大規模小売店舗立地法の届出を行いましたので、届出の概要について以下のとおりご案内いたします。
なお、この掲示は大規模小売店舗立地法第 7 条第 1 項に基づく説明会の開催に代えて行うものです。

届出に関する事項について			
建物設置者	名 称：東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 喜勢 陽一 住 所：東京都渋谷区代々木二丁目 2 番 2 号		
大規模小売店舗の 名称及び所在地	名 称：アトレ松戸 所在地：千葉県松戸市松戸字亀井 1181 番地 5 (ほか)		
変更しようとする事項	1. 荷さばき施設の位置及び面積		
	位置	変更前	変更後
	荷さばき施設No.1	126.6 m ²	126.6 m ²
	荷さばき施設No.2	21.0 m ²	21.0 m ²
	荷さばき施設No.3	－	21.0 m ²
	合計	148 m ²	169 m ²
	2. 荷さばき施設において荷さばきを行うことが出来る時間帯		
	荷さばき施設No.	変更前	変更後
	荷さばき施設No.1	午前 6 時～午後 9 時※変更なし	
	荷さばき施設No.2	午前 6 時～午後 10 時※変更なし	
荷さばき施設No.3	－	午前 6 時～午後 10 時	
変更日	令和 9 年 4 月 8 日 (予定)		
変更する理由	店舗敷地外に、新たに荷さばき施設を設けるため。		
縦覧期間	令和 8 年 9 月 1 日～令和 9 年 1 月 4 日		
【お問い合わせ先】 株式会社エスパシオコンサルタント 環境企画課 説明会係 TEL：03-6222-2209 (平日 (月～金) 10：00～17：00)			

